

第二章 台湾の獲得—日本植民地主義の第一歩

第一節 植民地台湾の獲得

明治二十八年（1895年）日清戦争が終了に近づいている頃に、アメリカの仲介で、日本側が伊藤博文と陸奥宗光、清国側が李鴻章を全権に下関で講和会議が開かれた。当時割譲について日本陸軍は遼東半島、海軍は「閩南の飛石」として台湾を主張した¹。その後、講和談判の結果として両者共に割譲を受け得たが、三国干渉により遼東半島は清国に還付してロシアに租借させられた。この様に、戦争の勝利に得た領土は台湾しか保有していないという結果となってしまい、三国干渉は日本に更にその唯一の新領土を是非とも保有させようと決意させた。

明治二十八年（1895年）四月十七日に日清講和条約が調印され、五月八日に批准書の交換を行った後、十日に当時の日本総理大臣伊藤博文は即刻海軍大将樺山資紀を台湾総督に任命し、台湾接收について樺山に軍務司令官を兼ねさせ、「引渡を拒み若しくは引渡を怠りたる場合に於ては……臨機處分し其止を得ざる場合に於ては兵力を以て強制執行すへし」²と命じた。伊藤博文は「兵力を以て強制執行すへし」と命じた理由は、三国干渉の様な不測の事態が台湾に於いても発生することを恐れ、日本は軍事力によっても台湾を征服接收することを急いだのである。当時台湾現地住民は台湾民主国の独立を宣言し、清国や列強の支持を期待しつつ日本軍に頑強に抵抗したのであるが、実は伊藤博文は李鴻章と交渉していたうちに、李鴻章が嘗て「臺灣ノ人民ハ既ニ獨立ヲ宣言シタルニ付キ清國政府ハ該人民ニ對シテハ最早管轄權ヲ有セザルヲ以テ、清國委員ハ單ニ條約ノ明文ニ從ヒ、儀式的ノ引渡手續ヲ為シ得ルノミナリ」³と、清国は台湾民主国のことに一

¹ 矢内原忠雄、『帝國主義下の台湾』、1988年再印行、P. 5。

² 台湾総督府編、『詔敕・令旨・諭告・訓達類纂(二)』、1999年再印行、P. 2。

³ 伊藤博文、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、1978年、P. 10。

切干与しないと表明した。このように、樺山資紀を台湾総督兼軍務司令官にし、皇族の陸軍中将北白川宮能久親王が率いる近衛師団が、五月二十九日に三貂角付近に上陸してから十月二十一日に台南へ入城するまでに、僅か五ヶ月で一応台湾全島を軍事的に制圧した。樺山資紀は終に十一月二十五日に『台湾本島平定報告』を報告した。

「臺灣及澎湖島帝國ノ版圖ニ歸スルヤ、資紀乏ヲ臺灣總督ニ受ケ赴任セシニ際シ……土匪草賊ノ蜂起スルニ會シ、資紀ヲシテ精銳忠勇ナル陸海軍ヲ指揮セシメラル。爾來賊匪勦討ニ驚鈍ヲ盡シタルモ、彌久幾ント半歳ヲ經過ス、是レ資紀不肖ノ致ス所ニシテ慚愧ニ堪ヘズ。未開ノ地今後或ハ一草賊ノ起ルヲ免レ難シト雖ドモ、今ヤ本島全ク平定ニ歸ス。仍テ茲ニ報告ス。」⁴

しかし、この鎮圧の間において、日本軍は近衛師団長の北白川宮能久をはじめ戦死、戦病死約四千五百人、日清戦争での陸軍死亡者の三割強に相当するという大損害を出した⁵。日清談判の際、清国全権大使である李鴻章が嘗て「臺灣の人民は官命を軽んじて騒ぎ立つること珍しくない、此の事は他日お判りになるであらう」⁶と伊藤博文に警告した。確かに、この後も日本側から「匪賊」、「土匪」と呼ばれた漢民族や原住民族の抗日事件は止まず大正四年(1915年)まで継続していた。当時の台湾総督樺山資紀は『臺灣直任文武官取扱ノ件』について、内閣総理大臣である伊藤博文に電報を発し、

「日清兩國間ノ平和既ニ回復シ臺灣島ノ受授ハ完了セリト雖モ本島ノ形勢ハ恰モ一敵國ノ如ク、……今後幾多ノ戦闘アルヲ免レズ。故ニ名義上ヨリ言ヘバ臺灣ハ既ニ帝國ノ新領土タリト雖モ、實際ノ状況ハ外征ニ於ケルニ異ルコトナシ。故ニ本島ニ於テ文武ノ職ヲ奉ズ

⁴ 前掲、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 29。

⁵ 小熊英二、『〈日本人〉の境界』、2003年、P. 71。

⁶ 大園市藏、『臺灣裏面史』、1999/06再印行、P. 7。

ルモノハ其平定ニ至ルマデ總テ外征從軍者トシテ諸般ノ取扱相成
度此段稟申候也。」⁷

と、在台における文武官吏を「外征從軍者」として平定後において賞典
勲章を表彰させること要望した。要するに、日清戦争は下関条約の調印で
終わったわけではなく、台湾占領の植民地戦争はこれから始まったことを
意味する⁸。日本は台湾住民から激しく、長期にわたる抵抗を受け、これを
禁圧して植民地支配を安定させるには明治二十八年（1895年）から大正四
年（1915年）まで二十年間もの期間が必要であった。大江志乃夫はこれを
「日清戦争と同規模以上のもう一つの戦争が存在した事実」⁹と指摘した。
台湾人の予想外の激しい抵抗は日本政府に台湾で軍政を施行せざるを得
ないが、明治二十九年（1896年）三月に軍政を撤廃し、民政に移管しても
依然として軍政的色彩が強かったところが明らかに見える。台湾総督は軍
人から任命されることが決定されたことは即ちその一つの証であった。

第二節 日本政界における台湾統治の混迷

明治二十八年（1895年）四月十七日に下関条約が締結された後、日本政
府は直ちに当時日本政府における外国人顧問に新領土に関する統治策の
提出を要求した。其の中に、四月二十二日にフランス人顧問であるミシエ
ル・ルボンの『遼東及臺灣統治ニ關スル答議』¹⁰とイギリス人顧問である
モンテーギュー・カークードの『植民地制度』¹¹が注目される。ミシエル・
ルボンの『遼東及臺灣統治ニ關スル答議』によると、

⁷ 伊藤博文、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 447。

⁸ 又吉盛清、『台湾支配と日本人』、1994年、P. 20。

⁹ 山田昭次、〈論説：植民地〉。『岩波講座・日本通史 18』、1994年、P. 29。

¹⁰ 伊藤博文、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 399－409。

¹¹ 前掲、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 108－148。

「日本ガ全然獲取シタル臺灣及澎湖島ニ付テハ……此等ノ嶋嶼ヲ以テ現今ニ非ラザレバ將來ニ於テ帝國ノ真ノ一縣ト為サザルベカラザルヲ信ズ。……善良ニ組織セラレ規矩其宜キヲ得タル日本ノ移民制度ヲ以テスレバ、該島嶼ノ人民ヲシテ近似化成セシムルハ恐クハ多年ヲ俟ツヲ要セザルベシ。……刑律ニ付テハ日本ノ刑法ヲ施行シテ可ナリ。私權ニ付テハ先ヅ彼土ノ習慣ヲ考査シ、以テ如何ナル手段ニ依リ又如何ナル進歩ニ依リ日本民法ヲ漸次施行シ得ルヤヲ觀察セザル可カラズ。」

この様に、ミシエル・ルボンは台湾を日本内地の一県と為すべきであるという最終的目標を示したが、具体的な方策としては台湾の風俗習慣を考察した上で軟らかな手段を取って漸進的に完全日本化をさせることが注目された。それに反して、モンテーギュー・カークードは『植民地制度』という意見書では主にイギリスの植民地経験を分析しながら、日本の植民地統治策を定める時にインドや香港等の制度を模範として参考すべきであると建議した。つまり、台湾を天皇の管轄に直属させるべきであり、現在における日本帝国憲法は台湾に適用できないという事であった。実はモンテーギュー・カークードが明治三十年（1897年）末に台湾を視察したことがあり、日本の台湾植民地統治を経験した。彼によると、現在日本の台湾における植民地統治は効率的な支配ではなく、コスト論の立場から習慣の尊重や原住民の登用等という間接統治論を主張した¹²。

日本政府においては、緒論でも述べた原敬による明治二十九年（1896年）一月の「台湾問題二案」¹³がよく知られる。彼によると、

「甲、台湾ヲ殖民地乃チ『コロニイ』ノ類ト看做スコト」

「乙、台湾ハ内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ殖民地ノ類トハ看做サザルコト」

¹² 小熊英二、『〈日本人〉の境界』、P. 79。

¹³ 伊藤博文、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 32-34。

甲案の様なものは、即ちイギリスをはじめ、多数の欧州諸国のように植民地を成るべくある程度の自治地域に達させるという母国と植民地関係である。一方、乙案の様なものは即ち植民地における全ての制度を成るべく母国と相似させ、遂に母国の一部となるに至らせるという関係である。それでは、原敬自身の意見は何であろうか。

「何トナレバ臺灣ノ地形ハ内地ニ接近シ……船舶ノ航通モ亦漸ク頻繁ナルベシ。隨テ人民ノ來往内地ト異ナルコトナキニ至ルハ甚ダ容易ナルベキ……況ンヤ其人民ハ歐洲諸國ノ異人種ヲ支配スルガ如キモノトハ全ク情況ヲ異ニスルニ於テオヤ。本員ハ乙案ヲ採用スルコトノ頗ル適當ナルヲ信ズルナリ。」

この様に、原敬は乙案を採用しようとする事示した。こうした意見は原敬だけのものではない。前述したフランス人顧問であるミシエル・ルボンは台湾を「帝國ノ真ノ一縣」にすることを進言したゆえ、彼の提言はあくまで乙案に近いであろう。それに反して、イギリス人顧問であるモンテューギー・カーキードの提言にはイギリスの植民地統治を模範として行うべきという意見があったゆえ、明らかに甲案に属したことを疑う余地はないであろう。この様に、台湾統治をめぐる議論は日本の政界で盛んに論じられ、なかなか決められない状態が続いていた。

一方、小熊英二は『〈日本人〉の境界』という著書で当時の日本における台湾統治をめぐる議論を「国防重視路線」と「コスト重視路線」という台湾統治の二大路線に纏めた。要するに、国防を重視して台湾を「日本人の住む土地」に改造することを統治の目的とするか、それとも経済的利益とコストを重視するかという選択である¹⁴。言い換えれば、その選択肢としては植民地住民を排除するか、彼らを日本帝国の植民地開発のために懐柔して利用するか、というものである。

ところが、冒頭でも述べた様に、日清戦争の勝利によって日本は台湾を

¹⁴ 小熊英二、『〈日本人〉の境界』、P. 72。

「最初の公式的植民地」¹⁵として獲得したが、植民地統治の未経験の上に、加えて台湾の領有頭初から絶えず台湾住民の激しい抵抗に追われ、台湾統治に沢山の国力を消耗してしまった。それゆえ、一時は日本国内において台湾売却論が飛び出すほどであったという事がある。台湾植民地統治の功臣である後藤新平は大正五年（1916年）に台湾日日新報で台湾の統治初期における困難を回顧しながら以下のように述べていた。

「日清平和条約締結交渉の当時、李鴻章は我が伊藤公に向い、台湾の如き統治困難の領土……之を割譲することを決して弊邦の苦痛とする所に非ずと声言したる程ありて、台湾の統治は領有後實際其甚だ困難なるを感じたり。……領有後果然統治困難の実を示し、遂には一億円を以て之を売却すべしとの議論さえ朝野の間に流布せらるるを見たり。」¹⁶

事実上は、台湾が終に売却されなかったし、かえって日本帝国の拡張に数え切れない程沢山の貢献をした。勿論、それは台湾統治方針の基調をめぐる試行錯誤を重ねた結果である。日本政界における台湾統治の混迷は『六三法』の可決された時点から一応暫く穏やかとなり、大方向が決められたといえる。モンテーギウー・カーキードが提唱した植民地制度は即ちイギリスのような間接統治で、植民母国議会からの干渉を免れられるようにするものであるが、その様な植民地にある程度の自治性を与え、母国と違った法律を施行する主張が即『六三法』の精神に合致するであろう。従って、第三節では台湾の統治方針、つまり日本植民地主義の定着について考察し続けたい。

¹⁵ 石田雄、〈「同化」政策と創られた観念としての「日本」(下)〉。『思想』NO. 893、1998年、P. 141。

¹⁶ 後藤新平述、〈台湾統治の根本方針〉、台湾日日新報、1915. 6. 17。

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/DetailView.jsp?LANG=JA&METAID=00472140>

第三節 日本植民地主義の定着

植民地とは、統治国が被植民地人に対して本国人と異なる差別的待遇を課し、それによって、経済的であれ、軍事的であれ、政治的であれ、利得を計る対象である。日本の台湾統治も正にその通りのものであった、と許世楷博士はその著書である『日本統治下の台湾』で述べている¹⁷。従って、前節に論述した日本政界における台湾統治をめぐる論議は明らかに統治者の立場から考えられたことが見える。

また、駒込武の『植民地帝国日本の文化統合』によれば、「植民地主義」とは、植民地を宗主国である日本本国とは、政治的および法制度上別の統治領域とし、植民地の住民には本国人とは異なる法および統治制度を適用すべしとする差別化政策である。それに対して「内地延長主義」とは、植民地と本土との間に制度上の区分を立てず、日本本国と同じ法を適用すべきとし、同じ帝国臣民として内地臣民と同等の権利・義務を与え、内地と区別される特別な統治制度を布くべきでないとする同一化政策である¹⁸。

それでは、前述した原敬の「台湾ハ内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ植民地ノ類トハ看做サザルコト」という主張は台湾を植民地と見なさずに、それが即ち「内地延長主義」の代表として知られている。「内地延長主義」という主張は実は沖縄の先例から想起されたのである¹⁹。「沖縄は長男、台湾は次男」という見方は、長男に可能であったことは次男にも適用できると沖縄と台湾を連続的に捉えることを容認するものであった。この様に、沖縄に続くものとして台湾を位置づける方式は、やがて「内地延長主義」として定式化された²⁰。原敬が主張したように、日本と台湾はいわゆる「白人」対「有色人」の関係ではなく、人種的には同じ黄色人種と分類される者同士とされていた。欧米列強による植民地化の脅威を感じていた日本の

¹⁷ 許世楷、『日本統治下の台湾』、1975年、P. 407。

¹⁸ 駒込武、『植民地帝国日本の文化統合』、1997年、P. 32-35、P. 360-363。

¹⁹ 北海道と沖縄における同化政策（内地延長主義）の研究は、石田雄著の〈「同化」政策と創られた観念としての「日本」（上）〉（『思想』NO. 892、東京、1998年）に参照。

²⁰ 石田雄、〈「同化」政策と創られた観念としての「日本」（下）〉。『思想』NO. 893、P. 141。

論者たちにとって、そうした地域を支配するさい、欧米を模範とした植民地支配を説くよりも、欧米と異なるという自意識のもとに一視同仁の日本人化を説くほうが、ナショナル・アイデンティティの維持に好都合であったことは想像に難くない²¹。その様に、欧米に対する警戒心が高まっている時期に日本内地の論壇上では同化論のほうが圧倒的に優勢であったとわかる。

しかし、この「内地延長主義」が台湾統治の初期から問題なく採用されたというわけではなかった。よく知られている様に、日本統治の初期において日本の支配は、植民地住民の抵抗（「台湾民主国」を宣言しての抵抗とその後の漢人、原住民族の抵抗）に直面し、その様な状態で「内地延長主義」を実現するのは事実上不可能なことであった。従って、明治二十九年（1896年）一月に『台湾問題二案』が発表されてから二ヶ月後、日本政府は『拓殖務省官制』（敕令第八十七號）²²と『臺灣總督府條例』（敕令第八十八號）²³等台湾における統治機関の組織や官僚等に関する法令を發布し、明治二十八年（1895年）五月からの軍政を撤廃して民政に移管しようとすると同時に、台湾の実態を考量した上で『臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案』²⁴を提出し、三年の時限立法として可決された。この法律は『六三法』と称され、台湾の法的体制の根本となった。この様に、台湾総督府はこれらの法令を踏まえた上で民政を施行するようになった。

ところが、民政といっても『臺灣總督府條例』によれば、「臺灣總督ハ親任トス陸海軍大將若クハ中將ヲ以テ之ニ充ツ」という軍事的色彩が濃いものが見え、そして『六三法』では、「臺灣總督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」と、台湾総督に台湾における法律の効力を有する命令（律令）²⁵を發布する権限を与え、つまり台湾内における立法権を限定なしで委任したという強大な権限を与えることであった。と

²¹ 小熊英二、『〈日本人〉の境界』、P. 92-93。

²² 伊藤博文、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 308-309。

²³ 前掲、『明治百年史叢書 秘書類纂 18・台湾資料』、P. 154-155。

²⁴ 井出季和太、『南進台湾史考』、1995年南天書局再印行、P. 21。

²⁵ 「律令」：行政官である台湾総督が、帝国議会の協賛を経ずに、管轄内に発する命令。敕令と異なり、議会の事後承諾を得る必要がない。立法機関の協賛を経ないため、正規には法律ではないにもかかわらず、「法律ノ効力ヲ有スル」と規定されていた「事実上の法律」。

にかく、総督は司法、立法、行政の権を一身に集めていたので、台湾では総督のことを「土皇帝」といつていた²⁶。それは正に台湾を法制度上の異域として位置づけるものであり、原敬の意図に反して甲案に近い内容であった。この様にして、日本の植民地主義の輪郭が大体现れてきた。

明治三十年（1897年）に当時の台湾総督乃木希典が内閣総理大臣松方正義に提出した『建議書』では、帝国憲法発布の際の敕語で想定している領土とは、「古ノ所謂大八島延喜式六十六國及各島並ニ北海道沖繩諸島及小笠原諸島」に限定される、と憲法改正の手段によって名実ともに憲法が台湾に及ばない事を明確にしてほしい²⁷と要望しており、台湾を日本帝国憲法の範囲外にすることを望んだ。それに続き、台湾統治を原敬の甲案、即ち台湾を植民地と見なすことを一層貫徹する方向に向かわせていたのは明治三十一年（1898年）に民政局長に就任した後藤新平である。後藤新平は明治三十七年（1904年）ころ憲法改正案を含む台湾統治案を政府に内示し、「臺澎ハ清國ニ鄰接シ、我カ帝都ヲ距ルコト太タ遠ク、其ノ民族ヨリ制度文化人情風俗ニ至ルマテ全ク我カ本土ト其趣ヲ異ニ」と、名実ともに台湾を「植民地」としての性格を明確にしようとし、植民地主義の方針を正当化しようとする意図が明らかにわかる²⁸。そのほか、明治三十二年（1899年）二月八日、『六三法』は抗日武装勢力の鎮圧が終わっていないなどの理由をつけてもう三年延長され、明治三十五年（1902年）までに再び期間延長する事にされた。また、期間切れを控えて明治三十五年（1902年）の議会で行われた討論では、中央政府の堅持、加えて児玉源太郎と後藤新平からの援護でもう三年延長された。その上、明治三十九年（1906年）には『六三法』とほぼ同様の内容の『三一法』を公布するまで、それらの処置は全て日本の植民地主義路線での延長を企むためであったと見られる。この様に、児玉・後藤体制のもとで、対外において台湾は日本であり、台湾人は日本人であるが、しかし対内において内地の日本人と同じ法的権利は認められないとされた。要するに、国防のために同化を否定はしないが、急激

²⁶ 山辺健太郎、『現代史資料 21・台湾 1』、1984年、P. 41。

²⁷ 駒込武、『植民地帝国日本の文化統合』、P. 36。

²⁸ 前掲、『植民地帝国日本の文化統合』、P. 33-38。

に行うのはコスト増加と原住民の反発を招くので、旧慣は温存しつつ漸進的に同化するという形で両者を共存させたのである。こうして、台湾における統治政策は多くの矛盾を含みこんだまま既成事実化していた。後藤新平が「台湾統治の方針は無方針」と明示したのはその所以であろう。

ここまで見た様に、日本植民地主義は児玉・後藤体制のもとでようやく定着したといえよう。当時台湾における混乱や財政赤字等の問題を解決するために、国防の角度から提唱された同化政策を一時的に後にして台湾を経済目的で領有した土地として経営せざるを得なくなった。従って、台湾において元々差別化政策を含む植民地主義を実施し続けようとする一方、台湾住民を当時において文明である日本人に同化しようという矛盾する状態となり、結果としてこの政策は同化という方法を取りながらも同時に差異を固定化することとなった。要するに、日本植民地主義はこの様な同化と差異化が共存している時点において台湾に定着したといえよう。

大正七年（1918年）九月に原敬は内閣を組織して植民地統治を指導することができ、大正十年（1921年）の第四四議会で原敬は内地法を台湾への延長施行を原則とし、台湾総督の「律令権」を明確に制限した法律第三号を成立させた²⁹。こうして、元々台湾の統治路線であった植民地主義は変えられ、内地延長主義という路線となり、そして、大東亜共栄圏を創ろうとするときには、台湾にしても朝鮮にしても最終的には日本に統合し、日本の一部としていくことが望ましいとされたという事実も見えるであろう。

²⁹ 浅田喬二、〈まえがき〉、『近代日本と植民地 4』、1992年、P. viii。